

税関発給コードの発給に係る事務処理要領について

	平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号
改正	平成 21 年 12 月 21 日財関第 1443 号
改正	平成 25 年 6 月 24 日財関第 731 号
改正	平成 26 年 2 月 24 日財関第 174 号
改正	平成 29 年 3 月 31 日財関第 442 号
改正	令和 6 年 3 月 31 日財関第 258 号

標記のことについては、下記のとおり定めたので、平成 20 年 10 月 12 日から、これにより実施されたい。

記

第 1 目的

増大する輸出入申告について、より一層迅速かつ適正な処理を図るとともに、併せて輸出入手続における輸出入者の利便性向上にも資するため、税関が輸出入者並びに貨物の仕向人及び仕出人に対し、その求めに応じ、輸出入申告における輸出入者並びに貨物の仕向人及び仕出人の識別のためのコードを発給するものである。

第 2 用語の定義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。

- (1) 「税関輸出入者コード」とは、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条に規定する貨物を輸出し又は輸入しようとする者に対して、税関がそれぞれの者の識別のために発給するコードをいう。
- (2) 「仕向人・仕出人コード」とは、関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 58 条第 2 号に規定する貨物の仕向人又は同令第 59 条第 1 項第 2 号に規定する貨物の仕出人に対して、税関がそれぞれの者の識別のために発給するコードをいう。
- (3) 「税関発給コード」とは、税関輸出入者コード及び仕向人・仕出人コードをいう。
- (4) 「申請者」とは、税関発給コードの発給を申請する個人又は法人をいう。
- (5) 「申請代理人」とは、申請者の依頼に基づき、税関発給コードの発給を申請者に代わって申請する個人又は法人をいう。
- (6) 「税関事務管理人」とは、関税法第 95 条に規定する税関事務管理人をいう。
- (7) 「通関業者」とは、通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）第 2 条第 3 号に規定する通関業者をいう。
- (8) 「税関発給コード申請ページ」とは、申請者又は申請代理人（以下「申請者等」という。）による税関発給コードの発給申請のために、東京税関調査部において税関発給コードに係る事務を担当する部門（以下「税関発給コード担当部門」という。）がインターネット税関ホームページ内に設置する申請用のサイトをいう。

- (9) 「JASTPROコード」とは、一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会が付番する日本輸出入者標準コードをいう。
- (10) 「EDINETコード」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織を使用して同条に規定する電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者に対して、金融庁長官により付与されるそれぞれの者を特定するための番号をいう。
- (11) 「法人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。

第3 税関発給コードの発給対象等

税関発給コードの発給は、次に掲げる者に対して行う。

- (1) 税関輸出入者コードにあつては、輸出入者。ただし、本邦に住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所）を有しない者であつて、税関事務管理人を定めない輸出入者及び法人番号の指定を受けた輸出入者を除く。
- (2) 仕向人・仕出人コードにあつては、輸出入者が輸出又は輸入しようとする貨物の仕向人又は仕出人

第4 税関発給コードの申請方法

税関発給コードの申請は、申請者等が税関発給コード申請ページに接続し、書式を入力して必要事項を入力し、税関発給コード担当部門宛電子メール送信することにより行うこととする。

第5 税関発給コード申請ホームページによる申請に係る発給

申請者等が税関発給コード申請ホームページを利用して申請する場合における税関発給コードの発給手順は次による。

1 発給申請

- (1) 申請者等は、税関ホームページに接続し、税関発給コード申請ページに掲載されている同意すべき事項に同意した上で、申請書式を入手し、当該書式に申請者に係る次の事項を入力する。

① 氏名（法人にあつては、名称）

（注）本邦に住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所）を有する輸出入者にあつては和文及び英文を、税関事務管理人を定める輸出入者並びに仕向人及び仕出人にあつては英文を入力する。

② 住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）

（注）本邦に住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所）を有する輸出入者にあつては和文（漢字及びふりがな）及び英文を、税関事務管理人を定める輸出入者並びに仕向人及び仕出人にあつては英文を入力する。

③ 電話番号

④ 生年月日（法人にあつては、設立年月日）

⑤ 対査確認のための資料の種別

(注) 当該事項は、申請者が本邦に住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所）を有する者である場合に限り、税関が上記①及び②の事項が正しく申請されていることを対査確認するための資料。JASTPROコード、EDINETコード、会社法人等番号、住民票の写し（法人登記をしていない団体にあっては、登記事項証明書に代わる書類）のいずれであるかその種別を選択するものとし、JASTPROコード、EDINETコード又は会社法人等番号を選択した場合には、そのコード等を入力する。

⑥ パスワード

(注) 申請者等が、半角英数字で6文字以上32文字以内にて任意に定めるもの。

⑦ 担当者の氏名

⑧ 担当者の連絡先電話番号

(2) 申請代理人による申請の場合は、上記に加えて、申請代理人に係る次の事項を入力する。

⑨ 種別（通関業者、税関事務管理人、個人等の別）

⑩ 氏名（申請代理人が法人の場合にあっては、担当者名）

⑪ 名称

(注) 申請代理人が個人の場合は、当該事項については「個人」と入力する。

⑫ 住所又は居所（申請代理人が法人の場合にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）

⑬ 電話番号

2 発給申請を受け付けない場合

税関は、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、上記1の申請を受け付けない。

(1) 申請者等が、申請に際して、税関発給コード申請ページに掲載されている同意すべき事項に同意しない場合

(2) 申請者の名称と住所又は名称と電話番号の組み合わせが、既に税関発給コードの発給申請又は発給がされている場合

(3) 税関輸出入者コードの発給対象となる者が、上記第3に規定する発給対象として掲げる者以外の者である場合

3 申請内容の対査確認

税関は、申請者が本邦に住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所）を有する者である場合にあっては、申請者等により申請された内容のうち、申請者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称及び本店又は主たる事務所の所在地）が正しく申請されていることについて、申請者等が税関の対査確認のための資料として上記1(1)⑤において選択した資料の種別に従い、それぞれ次に掲げる方法により確認する。

なお、税関において発給申請日より3か月以内に当該対査確認ができない場合には、申請者等は、税関発給コード担当部門に連絡して当初の申請を取り下げた上で、あらためて上記1の申請を行う必要がある。

- (1) 申請者等がJASTPROコード、EDINETコード又は会社法人等番号を選択した場合

税関発給コード担当部門において、申請された内容とJASTPROコード、EDINETコード又は会社法人等番号に係る情報とを対査確認する。

- (2) 申請者等が申請者の住民票の写し（法人登記をしていない団体にあつては、登記事項証明書に代わる書類）を選択した場合

申請者等は、発給申請日から3か月以内に、申請者の住民票の写し（法人登記をしていない団体にあつては、登記事項証明書に代わる書類）を電子メールにより税関発給コード担当部門宛に提出する。なお、屋号等の個人事業者名で申請した場合は、住民票の写しに併せて所得税の青色申告承認申請書、個人事業の開業届又はその他官公庁が発行した公的書類の写しを提出する。

これらの書類の提出を受けた税関発給コード担当部門においては、申請された内容と当該提出された書類の記載内容とを対査確認する。

4 申請代理人への委任の確認

申請代理人（申請代理人が税関事務管理人である場合を除く。）は、上記1により税関輸出入者コードの発給申請を行う場合には、申請者から申請手続を委任されていることを証する書類を、申請代理人が税関の対査確認のための資料として上記1(1)⑤において選択した資料の種別に従い、それぞれ次に掲げる方法により提出する。当該書類の提出を受けた税関においては、申請手続が委任されていることを確認する。

申請代理人が税関事務管理人である場合には、税関発給コード担当部門において、関税法第95条第2項前段に規定する税関事務管理人の届出により申請手続が委任されていることを確認する。

なお、税関において発給申請日より3か月以内に申請手続が委任されていることの確認ができない場合には、申請者等は、税関発給コード担当部門に連絡して当初の申請を取り下げた上で、あらためて上記1の申請を行う必要がある。

- (1) 申請代理人が上記1(1)⑤においてJASTPROコード、EDINETコード又は会社法人等番号を選択した場合

上記1の申請に併せて、税関発給コード担当部門宛に申請手続が委任されていることを証する書類を提出する。

- (2) 申請代理人が上記1(1)⑤において申請者の住民票の写し（法人登記をしていない団体にあつては、登記事項証明書に代わる書類）を選択した場合

上記3(2)による書類の提出に併せて、申請手続が委任されていることを証する書

類を提出する。

5 税関発給コードを発給しない場合

税関は、次に掲げる場合には、税関発給コードを発給しない。

- (1) 申請者による税関輸出入者コードに係る申請であって、申請された内容が上記 4 により正しいことが確認されない場合
- (2) 申請代理人による税関輸出入者コードに係る申請であって、申請された内容が上記 3 により正しいことが確認されない、又は、申請者から申請代理人に対して申請手続が委任されていることが上記 5 により確認されない場合（ただし、申請代理人が税関事務管理人である場合にあっては、申請者から申請代理人に対して申請手続が委任されていることが上記 4 により確認されない場合）
- (3) 上記 2 (1)から(3)までのいずれかに該当する場合

6 税関発給コードの発給

税関は、上記 5(1)から(3)までのいずれにも該当しないには、税関発給コードを発給するとともに I D 番号を発行する。

7 税関発給コード及び I D 番号の申請者等への通知

税関発給コード担当部門は、税関発給コードを発給後すみやかに、I D 番号とともに申請された電子メールアドレス宛に通知する。

第 6 変更申請及び削除申請

1 登録内容の変更

申請者等は、登録内容に変更が生じた場合には、税関発給コード申請ページから入手した書式に変更のあった内容を入力して税関発給コード担当部門宛電子メール送信することにより、速やかに変更のあった内容を申請する。

なお、変更があった事項が次のイ又はロに掲げるものである場合には、申請者等は、申請者の住民票の写し（法人登記をしていない団体にあっては、登記事項証明書に代わる書類）その他これらに類する書類で変更のあった内容が確認できるものを電子メールにより税関発給コード担当部門宛に提出する。これらの書類の提出を受けた税関発給コード担当部門においては、申請された内容と当該提出された書類の記載内容とを対査確認する。

イ 本邦に住所又は居所を有する申請者の氏名又は住所若しくは居所

ロ 本邦に本店又は主たる事務所を有する申請者の名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地

2 削除申請

- (1) 申請者等は、税関発給コードを使用しなくなった場合には、税関発給コード申請ページから入手した書式に必要事項を入力して税関発給コード担当部門宛電子メール送信することにより、税関発給コードの削除を申請する。
- (2) 税関は、次に掲げる場合には、既に発給されている税関発給コードを削除する。

- イ 申請者等が上記(1)により税関発給コードの削除を申請した場合
 - ロ 発給された税関発給コードを使用して行う輸出入申告の実績が3年以上ない場合
 - ハ 不正な手段により税関発給コードを取得したことが判明した場合
 - ニ 税関発給コードの発給時に申請された内容に変更が生じた場合において、速やかに上記1の変更手続が行われなかった場合。ただし、その変更の内容が軽微である場合又は速やかに変更手続が行われなかったことについてやむを得ない事由がある場合については、この限りではない。
 - ホ その他輸出入申告における迅速かつ適正な処理の観点から税関が税関発給コードを削除することが適当であると判断した場合
- 3 変更申請を受け付けない場合
- 税関は、上記第3の発給対象に該当しない場合、上記1の申請を受け付けない。